

半期報告書

(第148期中)

自 2025年4月1日
至 2025年9月30日

伊豆箱根鉄道株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 重要な契約等	4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8

第4 経理の状況	9
----------------	---

1 中間連結財務諸表	
(1) 中間連結貸借対照表	10
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	12
中間連結損益計算書	12
中間連結包括利益計算書	13
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	14
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報	19
-------------------------	----

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【中間会計期間】	第148期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	伊豆箱根鉄道株式会社
【英訳名】	IZUHAKONE RAILWAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伍堂 文康
【本店の所在の場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課長 河野 智
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課課長補佐 佐々木 謙一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第147期 中間連結会計期間	第148期 中間連結会計期間	第147期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業収益 (千円)	5,166,361	5,270,380	10,210,418
経常利益 (千円)	415,283	396,920	507,349
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	344,948	285,501	530,714
中間包括利益又は包括利益 (千円)	340,015	278,630	421,726
純資産額 (千円)	2,765,443	3,125,785	2,847,155
総資産額 (千円)	22,100,311	22,267,765	22,665,329
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	269.89	223.42	415.27
潜在株式調整後1株当たり中間（当期） 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.5	14.0	12.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	571,145	650,558	1,189,998
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△340,257	△420,086	△711,255
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△362,909	△224,589	△588,688
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	304,030	331,990	326,107

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容 ①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」について重要な変更はありません。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における経済情勢は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調が続いた一方、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ、原材料・エネルギー価格の高止まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、地域に信頼され、なくてはならない存在になることを目指し、安全・安心を事業の根幹に据えるとともに、自治体や企業などの連携をさらに強化しながら、沿線地域への誘客やお客様に寄り添った質の高いサービスの提供に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、営業収益は52億70,380千円（前年同中間期比2.0%増）、営業利益は4億16,313千円（前年同中間期比4.1%減）、経常利益は3億96,920千円（前年同中間期比4.4%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は2億85,501千円（前年同中間期比17.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(鉄道事業)

鉄道事業は、定期利用において、駿豆線・大雄山線とも、慢性的に続く沿線地域の人口減少の影響を受けるなか、通勤・通学ともにご利用者数は前年同中間期と同水準で推移しました。定期外利用においては、大雄山線が2025年10月で開業100周年を迎えることを記念し地域企業とコラボレートしたラッピング車両を運行するなど、話題の創出と需要の喚起に努めた結果、大雄山線のご利用者数は前年同中間期を上回りました。駿豆線は、2024年12月に開始したクレジットカードなどのタッチ決済による乗車サービスのご利用数は好調に推移しましたが、定期外ご利用者数は前年同中間期を下回りました。

この結果、鉄道事業の営業収益は13億31,498千円（前年同中間期比1.1%増）、営業損益は、営業収益の増加に加えて不要不急コストの削減に努めしたことにより前年同中間期より増益となったものの、51,665千円の営業損失（前年同中間期営業損失56,487千円）となりました。

鉄道事業

伊豆箱根鉄道㈱

種別	単位	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業日数	日	183	183
営業キロ	キロ	29.4	29.4
客車走行キロ	千キロ	2,355	2,159
旅客乗車人員	定期	千人	4,752
	定期外	千人	3,125
旅客収入	定期	千円	544,337
	定期外	千円	727,822
	計	千円	1,268,952
運輸雑収	千円	47,722	54,647
運輸収入合計	千円	1,316,675	1,331,498
乗車効率	%	17.1	18.6

(注) 乗車効率の算出は (延人キロ／客車走行キロ×平均定員)

(バス事業)

バス事業は、乗合バス部門において、小田原・箱根・熱海地区及び高速バス車両で、クレジットカードなどのタッチ決済による乗車サービスを開始し、お客様の利便性向上をはかったことにより、小田原・箱根・熱海地区を中心に国内外の観光旅客のご利用が好調に推移し、営業収益は前年同中間期を上回りました。貸切バス部門においては、新規契約輸送の受注や高速バスの増発便運行の受託など収益確保に努めましたが、営業収益は前年同中間期を下回りました。

この結果、バス事業の営業収益は16億26,903千円（前年同中間期比0.6%増）と前年同中間期を上回った一方、営業利益においては営業収益の増加に加えて不要不急コストの削減に努めましたが、従業員の処遇改善や車両修理部品等の物価高騰の影響を受けて費用増となり、1億29,680千円（前年同中間期比29.5%減）で前年同中間期を下回りました。

(タクシー事業)

タクシー事業は、乗務員不足が続くなかったことから、積極的な採用活動を継続するとともに、新任乗務員への研修や入社後のフォローアップに注力したほか、配車アプリを積極活用し利用の促進に努めました。その結果、沼津・三島・修善寺地区を中心にご利用が好調に推移し、営業収益は前年同中間期を上回りました。

この結果、タクシー事業の営業収益は13億66,266千円（前年同中間期比2.9%増）、営業利益は、営業収益の増加に加えて業務効率化によるコストの削減に努めた結果、49,226千円（前年同中間期比0.7%増）で前年同中間期を上回りました。

(レジャー・不動産事業)

自動車道事業は、湯河原パークウェイにおいて、普通自動車の通行台数を中心に堅調に推移しましたが、前年同中間期に大型貸切イベントによる特需があったため、営業収益は前年を下回りました。

飲食店・物品販売業の伊豆・三津シーパラダイスは、「遊ぶみとしー2025」と題し当館のコンセプトでもある「遊ぶ」に焦点を当てたイベント企画を継続的に実施したほか、2025年7月に室内キッズコーナー「あじっこパラダイス・みとしーラボ・すなあそび～ち」の3施設をバージョンアップオープンし、話題の創出や施設の魅力向上による誘客を強化した結果、営業収益は前年同中間期を上回りました。箱根地区的ドライブイン施設については、2023年6月より外部事業者へ店舗運営を委託しておりますが、運営事業者と連携し、施設の魅力向上と営業収益の増加に努めています。

鉄道沿線の物品販売業は、飲食・物販部門とともに、地域ならではの商品展開を強化し、購買意欲の向上に努めた結果、営業収益は前年同中間期を上回りました。

広告業は、駿豆線・大雄山線各駅の副駅名（ネーミングライツ）のスポンサー募集に注力した結果、駿豆線では全駅のスポンサー契約が締結されております。また大雄山線では、新たに3駅のスポンサー契約が実現しました。そのほか、新たな広告媒体の企画・開発と契約獲得に努め、営業収益は前年同中間期を上回りました。

不動産事業は、不動産賃貸業に特化しておりますが、新たな賃貸物件の検討や既存賃貸物件の高稼働率維持や契約条件の見直しなど収益力向上をはかった結果、営業収益は前年同中間期を上回りました。

保険代理店事業は、新たな顧客獲得のため法人に向けた営業を拡大するなど営業活動の強化に努めましたが、営業収益は前年同中間期を下回りました。

この結果、レジャー・不動産事業の営業収益は10億23,035千円（前年同中間期比4.7%増）、営業利益は2億89,068千円（前年同中間期比12.7%増）で前年同中間期を上回りました。

(3) 財政状態の分析

①資産

減価償却などによる固定資産の減少により、前連結会計年度末に比べ3億97,564千円の減少となりました。

②負債

流動負債のその他に含めて表示している未払金や、借入金の減少により、前連結会計年度末に比べ6億76,194千円の減少となりました。

③純資産

親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、前連結会計年度末に比べ2億78,630千円の増加となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ5,883千円増加し、3億31,990千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、6億50,558千円(前年同中間期は5億71,145千円の収入)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益4億155千円に、減価償却費3億38,884千円、固定資産圧縮損1億52,145千円などの非資金項目の調整などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、4億20,086千円(前年同中間期は3億40,257千円の支出)となりました。これは主に固定資産の取得による支出6億57,893千円や、工事負担金等受入による収入2億34,471千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は2億24,589千円(前年同中間期は3億62,909千円の支出)となりました。これは主に短期借入金1億55,000千円と、リース債務69,589千円の返済によるものであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,220,000
A種優先株式	900,000
計	5,120,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,280,000	1,280,000	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	900,000	900,000	非上場	単元株式数は100株 であります。 (注)
計	2,180,000	2,180,000	—	—

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、ある事業年度中の特定の日を基準日（3月31日を含む。）として当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額に100分の5を乗じた額を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、A種優先配当金の支払を当社の株主総会が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行ったとき、または行うことを当社が決定したときは、その額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。
- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金が配当された後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余の剰余金について配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額を金銭により支払う。
- ② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

- ① A種優先株主は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が5億円を超えることを条件とし、毎年5億円を限度として、法令の定める範囲で、その保有するA種優先株式の全部または一部につき、当社に対してその取得を請求することができる。
- ② 取得を請求するA種優先株主は、発行に際して取締役会で定める期間（以下「取得請求可能期間」という。）に当社に申し出るものとする。

- ③ 第1項の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
 - ④ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (4) 取得条項
- ① 当社は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額（ただし、直前の取得請求可能期間になされた取得請求に応じて当社が取得したか取得することを決定した自己株式の簿価を控除する。）から5億円を控除した額を限度として、法令の定める範囲で、A種優先株式の一部または全部を取得することができる。
 - ② 一部取得の場合は、抽選その他の方法により決定する。
 - ③ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (5) 議決権
- A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
 - ② 当社は、A種優先株主に対し、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当てまたは新株予約権の無償割当てを行わない。
- (7) 配当金の除斥期間等
- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその配当金の支払義務を免れるものとする。
 - ② 前項の金銭には利息を付けない。
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
- 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (9) 議決権を有しないこととしている理由
- 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	2,180,000	—	640,000	—	325,907

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
西武鉄道株式会社	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	1,840,893	84.53
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	16,200	0.74
宗教法人 最乗寺	神奈川県南足柄市大雄町1157番地	8,832	0.41
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	3,000	0.14
板倉 孝明	静岡県伊豆の国市	2,600	0.12
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,000	0.09
芹澤 数雄	静岡県田方郡函南町	1,800	0.08
中西 潤	兵庫県神戸市須磨区	1,800	0.08
久高 洋	福岡県筑紫野市	1,800	0.08
相磯 昌邦	静岡県伊豆の国市	1,520	0.07
計	—	1,880,445	86.34

(注) 上記のほか、自己株式が2,133株あります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に に対する所有議決権数 の割合 (%)
西武鉄道株式会社	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	9,408	74.00
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	162	1.27
宗教法人 最乗寺	神奈川県南足柄市大雄町1157番地	88	0.69
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	30	0.24
板倉 孝明	静岡県伊豆の国市	26	0.20
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	20	0.16
芹澤 数雄	静岡県田方郡函南町	18	0.14
中西 潤	兵庫県神戸市須磨区	18	0.14
久高 洋	福岡県筑紫野市	18	0.14
相磯 昌邦	静岡県伊豆の国市	15	0.12
計	—	9,803	77.10

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 900,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,271,400	12,714	同上
単元未満株式	普通株式 6,500	—	—
発行済株式総数	2,180,000	—	—
総株主の議決権	—	12,714	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
伊豆箱根鉄道 株式会社	静岡県三島市大場 300番地	2,100	—	2,100	0.10
計	—	2,100	—	2,100	0.10

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	326,107	331,990
受取手形及び売掛金	571,460	586,629
商品	13,031	13,596
貯蔵品	146,496	175,017
その他	205,395	104,436
貸倒引当金	△5,195	△6,133
流动資産合計	1,257,294	1,205,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,754,972	3,687,752
機械装置及び運搬具（純額）	566,235	496,148
土地	15,777,303	15,773,184
リース資産（純額）	433,908	376,048
建設仮勘定	84,071	50,124
その他（純額）	165,665	144,652
有形固定資産合計	20,782,156	20,527,910
無形固定資産		
リース資産	15,563	35,202
その他	280,515	233,997
無形固定資産合計	296,079	269,199
投資その他の資産		
投資有価証券	48,133	48,133
長期貸付金	175,000	175,000
繰延税金資産	147,928	90,410
その他	53,736	46,573
貸倒引当金	△95,000	△95,000
投資その他の資産合計	329,799	265,117
固定資産合計	21,408,034	21,062,228
資産合計	22,665,329	22,267,765

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	279,831	272,166
短期借入金	11,645,000	11,490,000
リース債務	127,815	127,292
未払法人税等	78,982	71,612
賞与引当金	153,859	147,131
商品券等引換損失引当金	35,059	34,102
その他	1,736,946	1,238,400
流動負債合計	14,057,493	13,380,705
固定負債		
リース債務	372,729	331,769
再評価に係る繰延税金負債	3,523,691	3,522,504
役員退職慰労引当金	12,325	12,517
退職給付に係る負債	1,259,486	1,294,106
資産除去債務	107,730	107,730
その他	484,717	492,645
固定負債合計	5,760,681	5,761,274
負債合計	19,818,174	19,141,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	640,000	640,000
資本剰余金	325,907	325,907
利益剰余金	△5,358,114	△5,081,377
自己株式	△17,016	△17,016
株主資本合計	△4,409,222	△4,132,485
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	7,143,326	7,152,091
退職給付に係る調整累計額	113,051	106,180
その他の包括利益累計額合計	7,256,378	7,258,271
純資産合計	2,847,155	3,125,785
負債純資産合計	22,665,329	22,267,765

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	5,166,361	5,270,380
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	※2 4,315,315	※2 4,419,236
販売費及び一般管理費	※1,※2 416,881	※1,※2 434,830
営業費合計	4,732,197	4,854,067
営業利益	434,164	416,313
営業外収益		
受取利息	1,408	1,854
受取配当金	2,064	2,064
受取支援金収入	—	24,240
補助金収入	14,746	4,994
その他	26,989	23,329
営業外収益合計	45,209	56,482
営業外費用		
支払利息	50,815	67,453
その他	13,275	8,422
営業外費用合計	64,091	75,875
経常利益	415,283	396,920
特別利益		
固定資産売却益	5,407	11,121
工事負担金等受入額	39,824	154,165
その他	7,241	1,656
特別利益合計	52,472	166,943
特別損失		
固定資産売却損	1,482	—
固定資産圧縮損	44,004	152,145
固定資産除却損	8,944	7,769
減損損失	4,924	3,792
特別損失合計	59,355	163,707
税金等調整前中間純利益	408,400	400,155
法人税、住民税及び事業税	64,945	58,322
法人税等調整額	△1,494	56,331
法人税等合計	63,451	114,653
中間純利益	344,948	285,501
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	344,948	285,501

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	344,948	285,501
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△4,933	△6,871
その他の包括利益合計	△4,933	△6,871
中間包括利益	340,015	278,630
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	340,015	278,630
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	408,400	400,155
減価償却費	328,411	338,884
減損損失	4,924	3,792
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	240	192
商品券等引換損失引当金の増減額（△は減少）	△1,096	△957
賞与引当金の増減額（△は減少）	5,258	△6,727
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△807	937
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	33,861	34,619
受取利息及び受取配当金	△3,473	△3,918
支払利息	50,815	67,453
固定資産売却損益（△は益）	△3,925	△11,121
固定資産圧縮損	44,004	152,145
固定資産除却損	8,944	7,769
工事負担金等受入額	△39,824	△154,165
売上債権の増減額（△は増加）	△33,248	△15,169
棚卸資産の増減額（△は増加）	△33,629	△29,086
仕入債務の増減額（△は減少）	8,688	△7,665
その他	△120,450	5,826
小計	657,093	782,966
利息及び配当金の受取額	3,410	3,862
利息の支払額	△51,468	△67,976
法人税等の支払額	△37,890	△68,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	571,145	650,558
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△410,534	△657,893
固定資産の売却による収入	7,118	11,593
固定資産の除却による支出	△7,889	△9,912
工事負担金等に係る収支	63,371	234,471
その他	7,676	1,656
投資活動によるキャッシュ・フロー	△340,257	△420,086
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△295,000	△155,000
リース債務の返済による支出	△67,909	△69,589
自己株式の取得による支出	△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△362,909	△224,589
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△132,021	5,883
現金及び現金同等物の期首残高	436,052	326,107
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 304,030	※ 331,990

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
人件費	250,140千円	263,845千円
経費	143,515千円	149,798千円
諸税	7,035千円	7,077千円
減価償却費	16,189千円	14,108千円
計	416,881千円	434,830千円

※ 2. 退職給付費用及び各引当金繰入額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
賞与引当金繰入額	140,332千円	147,131千円
退職給付費用	38,761千円	34,518千円
役員退職慰労引当金繰入額	240千円	192千円
計	179,334千円	181,842千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	304,030千円	331,990千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	一千円
現金及び現金同等物	304,030千円	331,990千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	1,316,675	1,616,603	1,327,814	977,330	5,238,424	△72,062	5,166,361
セグメント利益 又は損失(△)	△56,487	183,896	48,880	256,597	432,887	1,277	434,164

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額△72,062千円については、主にセグメント間取引消去△72,062千円であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)の調整額1,277千円は、主にセグメント間取引消去1,277千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に「レジャー・不動産」セグメントにおいて、4,924千円の減損損失を計上しております。

II 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	1,331,498	1,626,903	1,366,266	1,023,035	5,347,702	△77,322	5,270,380
セグメント利益 又は損失(△)	△51,665	129,680	49,226	289,068	416,309	3	416,313

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額△77,322千円については、主にセグメント間取引消去△77,322千円であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)の調整額3千円は、主にセグメント間取引消去3千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に「レジャー・不動産」セグメントにおいて、3,792千円の減損損失を計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	中間連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	1,316,675	—	—	—	1,316,675		
バス事業	—	1,616,603	—	—	1,616,603		
タクシー事業	—	—	1,327,814	—	1,327,814		
自動車道事業	—	—	—	46,335	46,335		
飲食店・物品販売業	—	—	—	502,903	502,903		
不動産賃貸業	—	—	—	333,233	333,233		
その他	—	—	—	94,858	94,858		
顧客との契約から 生じる収益	1,311,240	1,579,280	1,304,192	689,151	4,883,865		
その他の収益	5,434	37,323	23,621	288,179	354,559		
営業収益	1,316,675	1,616,603	1,327,814	977,330	5,238,424	△72,062	5,166,361

(注) 調整額△72,062千円については、主にセグメント間取引消去であります。

II 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	中間連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	1,331,498	—	—	—	1,331,498		
バス事業	—	1,626,903	—	—	1,626,903		
タクシー事業	—	—	1,366,266	—	1,366,266		
自動車道事業	—	—	—	45,587	45,587		
飲食店・物品販売業	—	—	—	561,445	561,445		
不動産賃貸業	—	—	—	335,185	335,185		
その他	—	—	—	80,816	80,816		
顧客との契約から 生じる収益	1,325,723	1,595,062	1,339,469	733,956	4,994,211		
その他の収益	5,774	31,841	26,796	289,078	353,491		
営業収益	1,331,498	1,626,903	1,366,266	1,023,035	5,347,702	△77,322	5,270,380

(注) 調整額△77,322千円については、主にセグメント間取引消去であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	269円89銭	223円42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	344,948	285,501
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	344,948	285,501
普通株式の期中平均株式数（株）	1,278,108	1,277,867

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

伊豆箱根鉄道株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守屋 貴浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊豆箱根鉄道株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆箱根鉄道株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
 - ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。